

令和 5 年度 障害者差別解消に関する周知啓発について

1 事業者や市民を対象とした啓発

(1) パンフレットの作成・配布

① 障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット

平成 28 年度に作成した「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」を増刷（15,000部）し、関係機関や各種啓発イベント等で配布することで、障害者差別解消に関する周知啓発を行う予定。

今年度は、合理的配慮提供促進事業の補助金の周知と併せて、市内飲食店、医療機関、商業施設をはじめとした市内事業所に順次配布するほか、本市 SNS を活用したパンフレットの周知を行う予定。



② ノーマライゼーション条例リーフレット

市立小学校 6 年生向けにこれまで B5 判のノーマライゼーション条例簡明版を作成し配布していましたが、より子どもが理解しやすいよう今年度より A3 判ノーマライゼーション条例リーフレットを 1 学期中に配布する予定。（12,450部）。

また、配布にあたっては、各学校において活用しやすいようワークシートと説明文を添付するほか、授業での活用を想定したより詳細なワークシートも作成し、学校からもアクセス可能な全庁共通のライブラリに掲載を予定。

なお、このワークシートには、ヘルプマークの紹介や③の動画について掲載している「ノーマライゼーション条例 WEB」へのアクセスを促すよう検索マークを使用するなど工夫。



③ ノーマライゼーション啓発アニメーション動画

障害について基礎理解を深め、障害のある人もない人も共に同じ地域で暮らしていくことを我が事として考える契機とするため作製。本啓発動画は、小学 6 年生向けに学校生活の中で取り扱うほか、子どもから大人まで老若男女問わず、幅広い方を対象とした動画で、YouTube において公開している。



<公開先>

【本編】 <https://youtu.be/tEmTxsXL9gM>

【ダイジェスト版】 <https://youtu.be/wS7xvsRcaJA>

(2) 合理的配慮提供促進事業

ノーマライゼーション条例に基づき、事業者が合理的配慮の提供を容易に行うことができるようにすることを目的に、事業者が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部に対し、補助金を交付する事業を令和元年度から開始している。令和4年度までに、簡易スロープや筆談ボード、パーテーション等の購入費用として、合計26件の申請・支給があった。

今年度は、より多くの方に活用いただけるよう、医療機関の他、商業施設、飲食店等の市内事業者を中心に周知を行うとともに、ホームページやSNS等で、合理的配慮に関する説明や本補助金に関する周知の記事を掲載予定。

年度	件数	補助合計額
令和元年度	1件	34,000円
令和2年度	11件	132,000円
令和3年度	7件	187,000円
令和4年度	7件	135,000円
合計	26件	488,000円

(3) コロナ禍における困りごと事例集

令和4年度の障害者の権利の擁護に関する委員会において確定した事例集を、データ配布を中心に各種イベントや本市SNS等を活用し、効果的な周知を行う。



(4) イベントにおける周知

①大宮アルディージャ手話応援

ノーマライゼーションの普及を目的として、障害のある人もない人も一緒に大宮アルディージャを手話で応援する大宮アルディージャ手話応援において、啓発活動を実施。

日程	令和5年8月26日(土)
会場	NACK5スタジアム大宮
内容	「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」及び啓発グッズを配布予定。試合前の市長挨拶においても、ノーマライゼーション条例の周知を実施予定。

②障害者週間「市民のつどい」

障害者への理解と関心を深めていただくとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的に開催している、障害者週間「市民のつどい」において、啓発活動を実施予定。

日程	令和5年12月10日(日) ※天候によっては、規模縮小の可能性あり。
----	---------------------------------------

会 場	プラザノース（市民広場を含む）、きたまちしましま公園を予定
内 容	著名な障害当事者を講師にお招きして講演を行うほか、各障害者団体や関係機関等によるブース出展、障害者施設によるステージ発表、スポーツ体験等を通じた周知を実施予定。

③さいたま市ノーマライゼーションカップ

誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）とその理念を市民に周知啓発するために平成24年度から実施しているイベント。

日 程	令和6年2月17日(土)
会 場	サイデン化学アリーナさいたま（記念総合体育館）を予定
内 容	ブラインドサッカーの試合を行うほか、障害者差別解消の啓発ブースにおける周知活動、ブラインドサッカー等の体験イベント等を実施予定。

(5) 研修等の実施

障害福祉サービス事業所を対象とした研修の実施

市内障害福祉サービス事業所を対象とした、集団指導の中で、障害者差別に関する研修を実施。障害者差別解消法について説明するとともに、厚労省の福祉事業者向けガイドラインを引用し、事業者に求められる合理的配慮等について説明する資料を作成する。

実施方法	対面による講話形式
受講者	市内障害福祉サービス事業所
内 容	障害者差別解消法について

2 市職員を対象とした啓発

(1) 「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」の実施

さいたま市職員として、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な知識を習得することを目的に研修を実施予定。また、ユニバーサルデザインを所管する部局と連携し、車椅子や白杖の体験等を行う体験型の研修を実施予定。

日 程	令和5年11月頃実施予定（講義型） ※対面による実施を予定
受講者	さいたま市役所全庁の職員を対象（各課1名以上）
内 容	①障害者に対する配慮について ②障害者差別解消法について（職員対応要領等を活用）

(2) 「ノーマライゼーション推進市職員研修」の実施

市の幹部職員が、障害についての理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に示すことを目的として研修を実施予定。

日 程	令和5年11月頃実施予定
受講者	市長、副市長、各局長等幹部職員
内 容	視覚障害(ロービジョン)について